

茨城工業高等専門学校情報セキュリティ責任者等に関する規程

〔平成24年3月13日〕
制 定

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー対策規則第10条から第14条の規定に基づき、茨城工業高等専門学校（以下「本校」という。）における情報セキュリティ責任者等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報セキュリティ責任者)

第2条 本校の情報セキュリティに責任を持つものとして、情報セキュリティ責任者を置き、校長をもって充てる。

2 情報セキュリティ責任者は、本校における次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 機構の情報セキュリティポリシー基本方針及び対策規則の実施の統括
- (2) 本校の規程等の制定及び改廃、並びにその実施の統括
- (3) 情報セキュリティ教育の統括
- (4) 非常時対策本部の設置及びその本部長の任務
- (5) 情報セキュリティに関する連絡及び通報に関する代表
- (6) 情報セキュリティ副責任者、情報セキュリティ管理者、情報セキュリティ推進責任者及び情報セキュリティ推進員の指名
- (7) 情報セキュリティに関する各種問題の処置
- (8) 本校の規程等の実施状況の評価及び見直しの総括
- (9) その他の情報セキュリティ対策業務の統括

(情報セキュリティ副責任者)

第3条 本校に情報セキュリティ副責任者を置き、副校長（教務主事）及び事務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ副責任者は、情報セキュリティ責任者を補佐し、一般的管理業務を主として執り行う。

(情報セキュリティ管理者)

第4条 本校に情報セキュリティ管理者を置き、各系長、一般教養部長、総務課長、学生課長及び学術総合情報センター長をもって充てる。

2 情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティ責任者の指示により割り当てられた範囲の情報セキュリティ業務を行う。

(情報セキュリティ推進責任者)

第5条 本校に情報セキュリティ推進責任者を置き、学術総合情報センター長をもって充てる。

2 情報セキュリティ推進責任者は、情報セキュリティ対策業務における専門的及び技術的問題への対応を行う。

(情報セキュリティ推進員)

第6条 本校に情報セキュリティ推進員を置き、副学術総合情報センター長及び学術総合情報センターに関わる技術職員をもって充てる。

2 情報セキュリティ推進員は、情報セキュリティ推進責任者の指示により割り当てられた範囲の専門的及び技術的問題への対応を行う。

(禁止事項)

第7条 情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ副責任者、情報セキュリティ管理者、情報セキュリティ推進責任者及び情報セキュリティ推進員は、管理者権限を濫用してはならない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ副責任者、情報セキュリティ推進責任者及び情報セキュリティ推進員に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年3月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年3月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。